

11 就学援助制度について

1 就学援助制度とは

福井市では、小中学校における義務教育を円滑に実施するため、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対し、学校で必要な費用の一部を援助しています。

この援助を受けることができる世帯は、原則として福井市に住所を有し福井市の小中学校に在学する児童生徒の世帯で、経済的に困窮している場合（生活保護法に準ずる程度）や、最近生活状況が著しく困窮になったなど特別な事情があると認められる世帯が対象となります。

2 就学援助の内容

- ・学用品費（定額） ・新入学児童生徒学用品費（定額）
 - ・修学旅行費（対象費目に制限あり） ・体育実技用具費（用具に限定あり）
 - ・通学費（遠距離通学者のみ） ・学校給食費 ・PTA 会費 ・新入学援助費（新1年のみ）
 - ・医療費（学校から治療の指示があった特定の疾病のみ）
 - ・通院費（該当の場合は医療費とともに請求、通院費単独の請求はありません。）（距離に制限あり）
- ※「就学援助の医療費給付」と「福井市の医療費助成事業」の両方から助成を受けることはできません。就学援助制度の医療費受給が優先します。

3 就学援助の申請・認定について

毎年、申請書を学校長を通じて福井市に提出します。就学援助の認定は、世帯全体の合計所得を基に、申請世帯の生活状況等を考慮し審査が行われ、認定・否認定が判断されます。審査結果は市民税額が確定する6月中旬以降に通知されます。

申請用紙の請求は、学級担任または、事務担当（36-3826）までご連絡ください。また、より詳細な内容については福井市教育委員会学校教育課の就学援助担当（20-5350）へお問い合わせください。

12 転校や転居の手続きについて

1 校区内転居の場合

- (1) 担任に新しい住所をご連絡ください。
- (2) 登下校時の通学路を確認ください。

2 校区を越えての福井市内転居の場合

- (1) 転校が必要な場合は、早急にその予定日と転居先、転出先学校を担任にお知らせください。
- (2) 卒業まで、校区外通学が認められる場合もあります。市教育委員会にご相談ください。

3 他市区町村、県外への転居の場合

- (1) 早急にその予定日と転居先、転出先学校を担任にお知らせください。
- (2) 学校では、転校手続きを開始し、最後の登校日までに書類をお渡しします。

4 県立学校へ転校する場合

担任にその事由と予定日を至急ご連絡ください。

5 海外への転居の場合

外国の学校へ転校する場合は、早めに学校にご相談ください。